知床五湖利用調整地区　利用適正化計画（第４期）

令和８年（2026 年）　８月
環境省釧路自然環境事務所
知床五湖の利用のあり方協議会

目次

１　背景　・・・

1　背景

知床五湖は知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間約 24 万人（令和 6 年（2024 年））の利用者が訪れています。多くの利用者は、知床五湖の自然景観を楽しむために訪れます。

しかし、利用調整地区制度の導入前は、地上歩道がヒグマの出没により頻繁に閉鎖され、知床随一の自然景観を楽しめないことが少なくありませんでした。さらに、地上歩道が利用できる場合でも、特定の時期や時間帯には多くの利用者が集中し、静寂な利用環境が損なわれていることがありました。本来は原生的な自然を体感できる場所であるにもかかわらず、まるで都会の公園のような喧噪が見られることもありました。

さらには、湖畔の展望地などでは、利用者の混雑により、植生が踏み荒らされるといった問題も発生しており、自然環境の保全が喫緊の課題となっていました。また、一部の利用者による食べ歩きは、ヒグマを誘引する可能性があり、自然環境保全と安全対策の両面で課題が浮き彫りになっていました。

これらの課題に対応するため、環境省は、北海道、斜里町、地元の関係団体とともに「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」）を組織し、専門家の意見も取り入れながら、知床五湖の新しい利用のあり方を検討しました。その結果を踏まえ、新しい知床五湖の利用のあり方を提示し自然公園法に基づく利用調整地区制度の運用と協議会の取組を一体的に進めることとなりました。

この取り組みにより、知床五湖の自然環境を保全しながら、一人でも多くの利用者にその素晴らしさを持続的かつ安定的に体験してもらうため、平成22年度（2010年度）に第 1 期計画を策定し、平成 23 年度（2011 年度）から利用調整区制度の運用が開始されました。

平成 25 年度（2013 年度）にはヒグマ活動期の利用機会やコースの選択肢を拡大するため第 2 期計画を策定しました。令和 2 年度（2020 年度）には、安全対策の向上を目的として閑散期の自由利用期を廃止し、全期間を利用調整期間とする第 3 期計画を策定しました。

利用調整地区制度の導入以降、ヒグマによる人身事故は発生しておらず、ヒグマの出没による地上歩道の閉鎖日数も制度の導入前と比べて大幅に減少しました。制度の導入が知床五湖の安定的な利用機会の確保に貢献しています。

地上歩道の利用は、登録引率者の同行や事前レクチャーの実施により、利用マナーが徹底されたことや立入りが分散化されたことで、自然環境への負荷や利用集中に伴う混雑感も大幅に緩和されました。さらに、ヒグマ活動期の地上歩道の利用者数は、増加した後、近年はほぼ一定数で推移しており、満足度も高く、知床五湖のブランド化に寄与しています。

第 3 期計画以降、新たな課題も顕在化してきました。コロナ禍による観光入込みの激減を経て、令和 5 年（2023 年）以降は回復基調にありますが、利用形態が個人や家族単位へと変化してきました。さらにインバウンドも急激に増えており、多

様なニーズに対応した利用の充実が必要です。また、ヒグマの出没頻度が高まり、利用者とヒグマが遭遇する機会が増えています。利用者の安全確保と安定的な利用に関わる重要な課題です。

第３期計画の運用実績と知床五湖を取り巻く状況の変化を踏まえて、知床五湖の利用の充実、安全で安定的な利用を推進するために、今回、第４期計画を策定します。

本計画の実行が、知床五湖の原生的な自然環境の保全と適正な利用を両立させ、ひいては利用者の満足度と安全性を高めることになることを目標にし、協議会構成員が協力して取組を進めるものとします。

（１） 当該地区の保護及び利用の現状

① 当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

本計画の対象とする地区（以下「知床五湖地区」という。）は、五つの湖を周回する地上歩道、高架木道及び駐車場とこれらと一体となる周辺の森林、湖、草原等からなる地域とします。

② 自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況等

＜自然環境の現状＞

知床五湖地区は、知床半島のほぼ中央部のオホーツク海に面した比較的平坦な溶岩台地上に位置しています。トドマツ、エゾマツ、ミズナラに代表される針広混交林の深い森林に抱かれた五つの火山性堰止め湖が点在しています。このような湖面を前景とした知床連山の眺望は優れた景観資源となっています。

溶岩台地の北西側は200mにおよぶ断崖となって、オホーツク海に落ち込んでいます。また、最も西に位置する１湖の南西は戦後の牧草地開拓の跡地であるササ原が広がっています。

知床五湖地区は、ヒグマ、エゾシカ等大型獣の生息地であるとともに、周辺地域はオジロワシやシマフクロウ等希少鳥類の生息地域ともなっています。近年、ヒグマは春から初夏にかけてミズバショウ等の餌をもとめて現れる傾向にあるほか、エゾシカが高密度に生息しています。

＜利用の現状と施設の整備状況＞

知床五湖地区は、年間約24万人が訪れる知床国立公園最大の利用拠点です。利用期間は、唯一のアクセス道路である道道知床公園線が通行できる４月中旬から11 月上旬までです。利用者の多い時期は７月から９月ですが、特に８月の夏休み期間や３連休等の特定日に利用が集中する傾向があります。知床五湖地区には、駐車場に加え知床五湖フィールドハウスと知床五湖パークサービスセンターの２棟の建物があります。歩道は、知床五湖フィールドハウスを起点とした地上歩道（大ループ、小ループ）と直接駐車場から１湖畔に通じる高架木道があります。高架木道は、十分な高さが確保され、ヒグマ対策として電気柵が張り巡らせてあります。

ヒグマの出没に影響を受けることなく、安全で安定的に利用できる施設です。誰もが使いやすいよう段差のないユニバーサルデザインが採用されています。

高架木道ができたことにより、ヒグマの出没があっても利用者が影響を受けることなく知床五湖の景色を楽しむことができるようになりました。また、地上歩道はヒグマのリスク管理をすることにより、閉鎖される日も制度の導入後は大幅に減少し、安定的に利用できる状況になりました。特にヒグマ活動期における地上歩道の利用者は着実に増え、制度導入時の２倍以上の 15,000 人程度の水準に達しています。

平成 26 年（2014 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて環境省と斜里町は、駐車場を拡張して駐車台数を増やし、混雑緩和に努めてきました。その結果、駐車待ちの渋滞が発生する日数や待ち時間は減少傾向にあります。一方、滞在時間は増加していることが推定されるため、今後は利用の平準化に向けた取組みが重要となります。令和５年（2023 年）には、駐車場の脇に携帯電話事業者により携帯電話基地局が整備され、建物や駐車場における電波状況は大きく改善しました。また、令和９年（2027 年）には北海道電力と環境省により商用電源の供給が開始される予定であり、災害時等の連絡手段の整備が進んでいます。

＜自然環境保全に関する関係法令、計画等＞

知床五湖地区は、国立公園特別保護地区（自然公園法、昭和 39 年（1964 年）６月指定)、国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護法、平成 13 年（2001 年）指定（当初指定昭和 57 年（1982 年）３月））により、動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷等の各種行為が制限されています。また、自然公園法では、利用のための規制として、野生動物への餌やりやつきまといが禁止されています。特に課題となっているヒグマについては、令和５年（2023 年）から数値基準を伴った接近・つきまといの規制が知床国立公園で導入されています。

知床国立公園の利用に対する基本思想として「ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』」があります。「知床ならではの原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の適正な提供と持続的な利用を図る。」ことを基本方針とすることが平成 14 年度（2002 年度）の知床国立公園利用適正化基本構想で決まりました。知床五湖地区の利用の基本方針もこれを基盤とする必要があります。

平成 17 年（2005 年）に登録された知床世界自然遺産地域は、知床国立公園の範囲とほぼ重なり、国立公園が主要な保護担保制度となっています。知床世界自然遺産地域管理計画では、「知床国立公園を代表する主要利用拠点である知床五湖は、ヒグマ防止のための電気柵を備えた高架木道や原生性の高い湖沼と森林を散策する地上遊歩道が整備されている。バリアフリー構造である高架木道では、様々な人

たちが知床国立公園の優れた自然景観を容易に探勝できるよう、利用施設の適切な維持管理を行う。地上遊歩道については、多くの利用者に伴って生じる静寂感の喪失、踏みつけによる歩道や植生の衰退、高密度に生息するヒグマとのあつれきを生じさせないように、自然公園法に基づく利用調整地区制度を適切に運用することにより、遺産価値を保全するとともに、その優れた価値を持続的に感受できるよう、利用施設の適切な維持管理を行う。」こととされています。

平成 29 年 (2017 年) には、知床世界自然遺産地域管理計画の下位計画となる「知床半島ヒグマ管理計画」を策定しました。知床五湖地区は「特定管理地」として「人間側の行動の制御に管理の重点をおき、ヒグマに関する情報提供やルールとマナーに関する普及啓発をより充実させるとともに、遵守を徹底する」とされており、利用調整地区制度の運用が実行性の担保となっています。

＜土地所有＞

知床五湖地区の土地所有は、国有地（環境省所管）及び斜里町有地であり、周辺には国有林（林野庁所管）、道有地及び民有地もあります。

（２） 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

① 生態系その他の風致景観の保護上の問題点及び課題

知床五湖地区では、制度の導入前は利用者が地上歩道に集中し、主要な展望地点や滞留地点においてすれ違いや写真撮影等に起因した植生の踏み荒らしや荒廃が発生していました。制度の導入後は、利用マナーが徹底されたこと、立入りが分散化されたこと、植生保護のための歩道整備が進んだことで植生の回復も確認されています。今後も自然環境への負荷を一定程度に抑えるため、継続して利用調整を行い自然環境のモニタリングを継続していく必要があります。

なお、知床半島各地でエゾシカによる植生被害が確認されています。知床五湖地区でも植生被害が生じており、広域に移動するエゾシカの個体数管理等の対策を継続していく必要があります。また、植生モニタリングの結果からは、地上歩道近傍での外来植物の増加が確認されています。

知床五湖地区ではヒグマの出没頻度が高まっており、それに伴い利用者とヒグマが遭遇する機会が増えています。ヒグマの出没頻度は、年変動が大きくなり出没時期などのパターンも予測が困難になってきています。利用者がヒグマを誘引する行動や、遭遇時に不適切な行動をとり、人身事故の発生やそのおそれが高まった場合は、ヒグマの駆除が必要となることもあります。このため、ヒグマと人との適切な関わり方について、より一層周知徹底を図ることが重要です。

② 安全で質の高い利用を実現する上での問題点及び課題

知床五湖地区では制度の導入に伴い、地上歩道の利用は、立入人数の設定や事前レクチャーを義務づけることで立入りが分散化し、利用集中による混雑は大幅に

解消しました。第２期計画と第３期計画において制度の最適化を進めてきましたが、近年は、利用形態の変化やインバウンドの増加により、旅行の目的や動機も多様化しており、多様なニーズに対応した利用の充実化が必要です。

インバウンドの増加により、利用のルールを十分に伝えられない事例もあり、現場においてトラブルも生じています。複数の言語での案内など今後、更なる改善を行っていく必要があります。

２　利用の適正化を図るための基本方針

（１）　利用適正化計画により達成すべき目標

①　自然環境保全上の目標

原生的な自然景観と生態系の保全を目標とします。知床五湖地区本来の原生的な自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を、人類共有の資産として将来にわたって保全します。利用による自然植生やヒグマ等の野生動物への影響を最小限とし、人間と自然との共存を目指します。

②　公園利用上の目標

知床五湖地区は、利用者が自らのニーズに応じた利用体験の機会を選択できるようにすることにより、利用者の満足度を向上させることを目標とします。

高架木道は、安全に景色を楽しめる歩道として活用し、幅広い利用者の期待に応えます。地上歩道は、ヒグマ遭遇による事故リスクをできる限り少なくした上で、質の高い感動的な自然とのふれあいや原生的な自然体験を行える場とします。また、安全に利用するためのルールをよりわかりやすく伝えます。

（２）　利用のあり方に関する基本方針

高架木道は、身体的弱者も含めた不特定多数の利用者による安全で安定的な利用を確保する場とします。

地上歩道は、静寂な利用環境の保持と原生的な自然の体験ができるよう、利用人数の調整（単位時間当たりの人数や１日の総立入人数の制限等）を行うとともに、秩序ある利用を推進するため、利用ルールの遵守を徹底します。

また、ヒグマ活動期の地上歩道の利用に際しては、ヒグマへの対処技術を有する者として協議会が養成・登録した引率者（以下「知床五湖登録引率者」という。）の同行を義務づけることにより、ヒグマとのあつれきを予防し、より安全な利用環境の確保を図ります。

（３）　自然環境の保護及び管理に関する基本方針

地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、利用ルールの遵守を徹底します。

ヒグマ活動期の地上歩道の利用は、知床五湖登録引率者により引率された団体

利用のみとします。適切な利用者管理、ヒグマの生態把握及び施設管理等を行うことで、ヒグマと人のあつれきを予防し、ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また、人慣れの進行したヒグマへの対処は、「知床半島ヒグマ管理計画」に基づき対策を実施します。

高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた場合は地　上歩道と同等の問題が生じ、自然公園法でも禁止されていることから、食べ歩きや餌付け等の禁止について周知を徹底します。

（４） 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

安全で安定的な利用が可能な高架木道と、利用の調整を行いつつ、原生的な自然環境の中で質の高い自然体験ができる地上歩道という２つの施設の違いが利用者に分かりやすいものとなるよう整備を行います。利用者が高架木道と地上歩道を迷わず選択できるように、適切な位置に利用適正化の趣旨や概要等を示す案内・解説標識を設置します。また、利用調整地区内において、利用者に守ってもらう必要のある事項（利用ルール）を周知するための制札等を必要に応じて設置します。

高架木道は、誰でも安全で安定的に利用できる施設として整備を行います。平成19 年（2007 年）の供用開始以降 20 年近くが経過し老朽化が進行していることから、計画的な施設の更新を行います。地上歩道は、令和４年（2022 年）に老朽化対策と植生保護を目的とした再整備を実施しましたが、利用の調整をすることを前提として、歩きやすくすることを目的とした新たな整備は行いません。駐車場や各施設は、利用拠点に相応しい施設として整備や管理運営を進めます。

３　利用調整地区の指定に関する事項

（１） 利用調整地区の名称

利用調整地区の名称は、「知床五湖利用調整地区」とします。

（２） 利用調整地区の区域

五つの湖と地上歩道を含む国有地（環境省所管地）及び斜里町有地のうち、別添区域図に示す範囲を対象とし、高架木道敷地は含まないものとします。（別添区域図参照）

（３） 利用の調整を行う期間

① 利用の調整を行う期間

利用の調整を行う期間は４月 15 日から 11 月 15 日までとします。ただし、期間は利用状況を踏まえて、おおむね５年ごとに見直しを検討するものとします。

② 利用の調整を行う期間の区分

例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利

用者の間の軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要があります。このため、利用の調整を行う期間をヒグマが頻繁に活動する期間である「ヒグマ活動期」（５月 10 日から７月 31 日）と、それ以外の利用を調整する期間である「植生保護期」（４月 15 日から５月９日及び８月１日から 11 月 15 日）に区分し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。①の期間の見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、おおむね５年ごとに見直しを検討するものとします。

（４）利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

知床五湖地区は知床国立公園の重要な利用拠点であるとともに、道東を代表する観光地です。このため、利用調整地区の区域や期間の見直しをした時は、十分な時間的余裕を持って、一般利用者のみならず、ツアーを企画する旅行業関係者等の観光関係者に広く周知します。

また、すでに知床を訪れている利用者に対して、リアルタイムの情報を提供するため、知床世界遺産センター、知床自然センター、道の駅うとろ・シリエトク等の拠点施設のほか、各宿泊施設等の協力を得て、最新情報の提供を行います。この際、外国語での周知を進め、増加する外国人利用者に対するサービスの充実に努めます。

これらの周知は、パンフレット、インターネット等様々な媒体を用いて多角的に実施するとともに、地元で観光等に携わる関係者が利用者に対して適切な情報提供を行えるように地元観光関係者への周知にも努めます。

４　モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

（１） 基本的考え方

利用調整地区では、原生的な自然景観と生態系の保全、質の高い自然体験の機会の提供を目的として本計画に基づく利用の調整を実施します。しかし、利用の調整による効果をあらかじめ正確に予測することは困難であることから、モニタリングを実施し、順応的に管理していくことが必要です。

このため、利用の調整の効果について指標を定めてモニタリングを実施し、その結果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していくこととします。

（２）指標等の設定

自然環境への影響の観点から、植生とヒグマに関する指標、自然体験の質の観点から利用者に関する指標を設定します。指標については、講じうる対策や調査研究の進捗状況に応じて、以下の事項について設けることを検討します。なお、これらの指標の詳細については、専門家の検討を基にして協議会において別途、モニタリング実施計画を策定し、同実施計画に基づいたモニタリングを実施するものとします。

（モニタリングの指標として考えられる事項例）

○利用者による植生への影響に関する事項（例：歩道とその周辺での踏みつけによる植生の損傷度合い、外来植物の侵入状況等）

○ヒグマへの影響に関する事項（例：ヒグマと利用者の遭遇の頻度等）

○利用者の意識に関する事項（例：ヒグマ活動期、植生保護期、それぞれでの利用者の混雑感、知床五湖地区の利用の満足度、引率利用の満足度、再訪意欲等）

○利用者の利用行動に関する事項（例：植生保護期における歩道上での混み具合等）

○本計画に基づく施策の周知に関する事項（例：本計画に基づく取組についての周知度合い等）

○知床五湖に関する社会経済的指標（例：駐車台数、利用者カウンターによるコースの選択率、ガイドツアーの参加者数、地上歩道の立ち入り認定数、シャトルバスの乗車人数等）

○その他必要な事項

（３）モニタリングの手法

モニタリング手法の詳細については、別途作成するモニタリング実施計画において、定めることとしますが、その際には、次のような観点から検討を行うことが必要です。

○モニタリングポイントの設定（踏圧の状況について、定期的なモニタリングを実施すべき場所の抽出とモニタリングサイトの設定等）

○ヒグマに関する情報収集等の体制整備（地上歩道において、ヒグマと遭遇し引き返した引率者等からの情報収集と情報の整理・共有方法、知床五湖以外の周辺地域での遭遇情報の収集等）

○利用者等に対するアンケート調査等の実施（利用者の意識や事前の情報の周知状況の把握には、利用者に対するアンケート調査が有効。この場合、統計学的に有意となる回答数の確保が必要な一方で、アンケートに要する利用者の負担を少なくする工夫も必要。）

○モニタリングの実施頻度（モニタリングの頻度（回数、間隔）のあり方。）

○モニタリングの実施体制（モニタリングの実施主体、実行体制、評価分析を担う専門家等を明確にすることが重要。）

（４）モニタリングデータの評価

利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析と評価を得た後、協議会に報告するものとします。協議会では、当該結果を踏まえて、３年ごとにモニタリングデータの精査を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて当計画の見直しを検討するものとします。

（５）報告及び公表の方法

当計画の見直しを行う協議会は公開で行うものとし、モニタリングの結果及び協議会の会議録等は全て、インターネット上において公表します。公表に際しては、知床データーセンター（https://shiretokodata-center.env.go.jp）を活用します。

５　立ち入り認定の手続きに関する事項

（１）　認定基準

利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定によるほか、以下のとおりとします。

① ヒグマ活動期の基準

○利用ルートは原則として一方通行とし、知床五湖フィールドハウスから、５湖、４湖、３湖、２湖、１湖、高架木道経由のルート（大ループ）と知床五湖フィールドハウスから２湖、１湖、高架木道経由のルート（小ループ）の２ルートとします。

○申請者は、知床五湖登録引率者に限るものとし、当該引率者が引率する者は、１回の立入につき、１チーム 11 名以下（知床五湖登録引率者を含む）とします。

○１時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は 12 チーム（知床五湖登録引率者を含む）までとし、１日あたりの利用者数の上限は 600 人（知床五湖登録引率者を含む）までとします。

○上記 600 人のうち概ね 200 人程度を小ループのツアーに割り当て、小ループの利用の充実を図ることとします。

○ツアー数拡充等の小ループのツアー枠設定については、関係者で作成する、ツアー枠設定の方針並びに安全面、運用面及び利用面での検証方針等を盛り込んだ事業計画に基づき、段階的に変更することとし、登録引率者審査部会において実施の可否を判断するものとします。

○利用の平準化を図るため、各ルートで概ね 10 分ごとに１チームの立ち入りとします。

② 植生保護期の基準

○利用ルートは原則として一方通行とし、知床五湖フィールドハウスから５湖、４湖、３湖、２湖、１湖、高架木道経由のルート（大ループ）と知床五湖フィールドハウスから２湖、１湖、高架木道経由のルート（小ループ）の２ルートとします。

○１時間あたりに新たに立ち入ることができる人数は 300 人までとし、１日あたりの利用者数の上限は 3000 人までとします。

○利用の平準化を図るため、各ルート合わせて概ね 10 分ごとに 50 人以内の立ち入りとします。

図. 知床五湖利用調整地区の利用ルート



凡例　―大ループ（１周約３km）　―小ループ（１周約 1.5km）
　　―高架木道（往復 1.6km）

（参考）自然公園法（第 24 条）・自然公園法施行規則（第 13 条の６）に定める基準

① 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。

② 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。

③ 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。

④ 次に掲げる行為を行うものでないこと

・生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。

・野生動物に餌を与えること。

・野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。

・ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

・球技その他これに類する野外スポーツをすること。

・非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

⑤ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。

⑥ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。

※⑤については、「（３）注意事項（利用ガイドライン）」の内容を規定します。

※⑥については、ヒグマ活動期の知床五湖登録引率者の同行を規定します。

（２） 立入認定事務の実施方法

① 認定を行う事務所の場所

認定事務を行う事務所は、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールドハウス」）とします。

② 受付の方法及び人数調整の方法

ヒグマ活動期については、知床五湖登録引率者に引率された団体利用を基本とし、代表者立入認定申請のみとします。各引率者による団体の立入スケジュールを事前に確定できるよう事前予約制を基本とし、制度運営に支障のない範囲で補足的に当日受付を可能とします。なお、事前予約は先着順としますが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し、講じるものとします。

植生保護期については、代表者立入認定申請、個人の立入認定申請ともに可能ですが、多くの利用者が特定の時間に集中するおそれもあることから、立入可能な利用者数の一定割合について、事前予約制度を設けることとします。当日受付の利用者は、先着順とします。

③ 認定の有効期間

立入認定の有効期間は、１日のみとします（同一人物が利用する場合に限る）。

（３） 注意事項（利用ガイドライン）

利用者が、利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

○利用調整地区への立入の前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。

○利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及びや土壌の除去に努めること。

○利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。

○利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。

○湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

○歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入が制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

○北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合にはこの限りではない。

○他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難する

こと。

○ヒグマ活動期の立ち入りにあっては、引率者の指示に従うこと。

○植生保護期において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮すること。

○環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員（以下「関係職員」という。）の指示に従うこと。

（４）注意事項（利用ガイドライン）の周知

注意事項は、知床五湖フィールドハウスにおいて実施するレクチャーにおいて周知徹底します。また、立入申請の代表者は、引率する他の利用者に注意事項の徹底を行うことが必要です。

（５）利用者の指導

関係職員は、巡視等において不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切に指導を行うものとします。

また、高架木道においても、ヒグマ等野生動物の誘引や餌付けの防止のため、指導を徹底します。

６　引率者の養成に関する事項

ヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグマへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本とします。

引率者は、ヒグマに遭遇した際に同行者の安全を確保する責任を担います。引率者は協議会において養成し、資格審査を行うこととします。この審査を経て引率者名簿に登録された引率者を「知床五湖登録引率者」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に必要な要件とします。

登録引率者の要件は、①知床五湖の地理を熟知していること、②知床五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること、③知床五湖利用時のヒグマとの遭遇を回避するための技術を有し、的確に行動できること、④知床五湖利用時のヒグマとの遭遇時に利用者を誘導して安全に退避できること等があげられます。協議会では、登録引率者審査部会を設け、登録引率者の具体的な要件、研修内容、引率時の基本ルールの検討や資格審査を実施するとともに、毎年の実施状況等を踏まえた見直しを行います。

なお、引率者資格には、知床五湖の地理を熟知しているなど地元での豊富な経験を有していることが必要である一方で、誰もが新規に参加しうる公開されたものであることが重要です。このため、透明性のある公募を行うとともに、必要な養成・研修プログラムを準備し、公平性を担保して引率者の資格審査を行うものとします。

７　自然環境の再生、復元等に関する事項

人の踏み荒らしによる植生が荒廃した場所については、制札等により新たな踏み荒らしの発生を防止することを基本とし、自然の回復を待つことを基本とします。

植生の回復状況や外来植物の侵入状況についてはモニタリングを行い、必要に応じて人為的な復元や除去等を検討し、対策を講じるものとします。

８　利用施設の整備及び管理に関する事項

（１）各施設の整備及び管理に関する事項

利用施設の整備及び管理に関する基本方針に従い適切な施設整備と管理を行います。

①　高架木道

当地区を訪れる多くの利用者にとって利用の中心となっている高架木道について、適切な維持管理及び計画的な更新を行います。また、駐車場からのスムーズな利用動線の確保を図ります。

②　地上歩道

地上歩道では、利用による植生の踏み荒らしを防ぐためのロープ柵等の保全のための施設整備、利用施設の維持管理を適切に行い、植生の保全と利用者の利便性や安全性の向上に努めます。また、定期的な巡視により施設の利用者の安全に配慮した施設の管理を行います。

③　受付・レクチャー施設（知床五湖フィールドハウス）

地上歩道の利用にあたって必要となるレクチャーや立入認定手続きを行うための受付・レクチャー施設の適切な管理運営を行います。この施設で実施するレクチャーは、一般利用者の理解しやすい映像を使用し、利用適正化計画の内容を反映し必要に応じて更新するものとします。また、知床五湖地区への来訪が増加傾向にある外国人にも理解可能なものとします。

④　休憩施設（知床五湖パークサービスセンター）

利用者の休憩に供するための休憩施設（パークサービスセンター）の適切な管理運営を行います。

（２）共通事項

各施設のデザイン・意匠だけでなく、各施設で提供するサービス・商品は国立公園の核心地域にふさわしい環境負荷の少ないものであることを原則とします。

知床五湖地区では、身体障害者、外国人、児童等様々な利用者に対するサービスの向上を目指しますまた、風倒木や施設の損壊等の事由により施設利用ができない場合には、あらかじめ制札、ホームページ等を通じて十分な周知・広報に努めます。

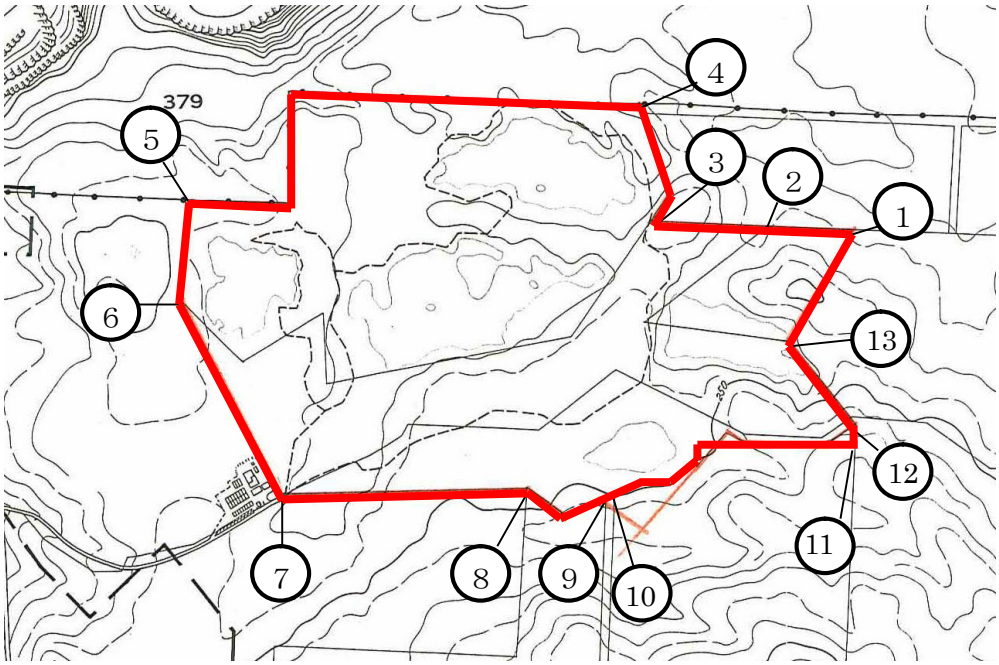
また、身体障害者補助犬(以下、補助犬という。)の同伴は、法制度上禁止されていませんが、補助犬とヒグマが遭遇した際の補助犬、ヒグマの行動は想定ができないこ

とから、できるだけ補助犬ではなく、人間による介助を強く推奨することとします。

９　アクセスに関する事項

利用調整地区の運用が開始され、大ループの利用者は増加しています。高架木道の供用と相まって、制度導入以前に比べて知床五湖地区における利用者の滞留時間の延長傾向がみられます。これに伴う駐車場の混雑や道道知床公園線における渋滞による利用環境の悪化を防ぐために、知床五湖地区を訪れる利用者に対して、できるだけ早い段階で渋滞情報（渋滞予報）を提供し、ウトロ地区または知床自然センターからの公共交通機関の利用を強く推奨するものとします。

（別添図）知床五湖利用調整地区区域図



※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

利 用 調 整 地 区 区 域 線	
① －②	土地所有界（国有地・民有地）
② －③	土地所有界（町有地・民有地）
③ －④	土地所有界（国有地・民有地）
④ －⑤	国有林界
⑤ －⑥	土地所有界（国有地・町有地）
⑥ －⑦	見通し線界（⑤歩道起点）
⑦ －⑧	見通し線界
⑧ －⑨	土地所有界（国有地・道有地）
⑨ －⑩	見通し線界
⑩ －⑪	土地所有界（国有地・道有地）
⑪ －⑫	見通し線界
⑫ －⑬	見通し線界
⑬ －①	土地所有界（国有地・町有地）